

旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	令和2年11月10日
発信課	都市計画課
担当者	石川 貴康
連絡先	電話 0166-25-9851
	FAX 0166-27-3466
	E-mail tosi_kei@city.asahikawa.lg.jp

分類	イベント・行事 募集 契約・入札 会議・説明会 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (該当する分類を囲むこと。)
日程	
発表項目 (行事名)	路線バス事業者に支援金を交付します
概要 (趣旨・日時・場所・内容等を記入すること。)	<p>本市の路線バスの運行を支援するため、次のとおり支援金を交付します。</p> <p>○支援金の名称と目的</p> <p>(1) 旭川市路線バス広域路線運行支援金 新型コロナウイルス感染症の影響により、特に利用者の減少など大きな影響を受けている広域バス路線の安定運行を支援するため</p> <p>(2) 旭川市環状通り循環線実証実験運行支援金 市民からの要望等を受け、実証実験運行を行っている環状通り循環線について、バス利用者の利便性の向上と車内の密集緩和による新型コロナウイルス感染予防の観点から、事業者の実証実験運行を支援するため</p> <p>○支援対象者</p> <p>(1) 本市を発着する広域バス路線（国が認定した「地域間幹線系統」）を運行する路線バス事業者</p> <p>(2) 環状通り循環線実証実験運行を実施する路線バス事業者</p> <p>○支援額</p> <p>(1) 令和2年3月1日から令和3年8月31日までの運行経費の1/2</p> <p>(2) 令和2年3月1日から令和3年2月28日までの運行経費の1/2</p> <p>○申請方法 申請書に必要書類を添えて都市計画課支援金担当宛てに郵送</p> <p>○申請期間 令和2年11月10日（火）～令和3年1月29日（金）必着</p>
添付資料	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無 チラシ (有・無のいずれかを囲むこと。) ※ 有の場合、資料の内容を記入すること。なお、別途冊子等の配付を希望する場合は、その旨記入すること。
報道（取材）に当たってのお願い	
備考	

旭川市路線バス広域路線運行支援金のご案内

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出自粛の要請等により、特に利用者の減少など大きな影響を受けている広域バス路線に対して運行の継続に向けた支援を行うものです。

2 支援対象者

国が認定した「生活交通確保維持改善計画（地域間幹線系統確保維持計画）」に位置づけられた地域間幹線系統を運行する道路運送法第4条の許可を受け、事業を営む一般乗合旅客自動車運送事業者。

3 支援対象路線

本市を起点または終点とする地域間幹線系統とする。ただし、本市が令和2年度に他の自治体との協定等に基づき運行経費の一部について補助を行っている路線を除く。

4 支援金額

支援対象路線に係る令和2年3月1日から令和2年8月31日までの運行経費の2分の1の額とし、次の算定式により得られる額とする。

$$\left(\frac{\text{支援対象路線の年間運行経費}}{12 \text{ か月} \times 6 \text{ か月}} \right) \times \left(\frac{\text{市内路線延長}}{\text{総路線延長}} \right) \times 1/2$$

※支援対象路線の年間運行経費＝支援対象者の令和2年度の実車走行キロ当たり経常費用の見込額または令和2年度地域キロ当たり標準経常費用のいずれか小さい額×支援対象路線の令和2年度実車走行キロの実績値

本算定式における令和2年度とは、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの1年間を指します。

※総路線延長：起点～終点までの距離の往復の平均値

※市内路線延長：総路線延長のうち、本市行政区域内の延長とする。ただし、本市と隣接する自治体との行政区境界となっている道路を走行する路線については、その区間延長は2分の1とする。

5 申請手続

(1) 申請書類

- ① 旭川市広域路線運行支援金交付申請書（様式第1号）
- ② 旭川市路線バス広域路線運行支援金対象路線一覧表（様式第2号）
- ③ 国に提出した実車走行キロの実績値及び支援対象者の実車走行キロ当たり経常費用を確認できる書類の写し
- ④ 道路運送法第4条の許可を確認できる書類の写し

（※①、②は市HPからダウンロードできます。）

(2) 申請受付期間

令和2年11月10日（火）～令和3年1月29日（金）【必着】

(3) 申請方法

郵送とします。未着を防ぐため、配達履歴が確認できる方法（簡易書留等）をおすすめします。

<宛先> 〒070-8525 旭川市6条通10丁目 第三庁舎3階

旭川市 地域振興部 都市計画課 支援金担当 宛

※送料は申請者側でのご負担をお願いします。

※裏面に差出人の住所及び氏名を記入してください。

環状通り循環線実証実験運行支援金のご案内

1 趣旨

市民からの要望等を受け、実証実験を行っている環状通り循環線について、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う移動の自粛により利用者が減少し、実証実験運行の継続が事業者の大きな負担となっていることから、事業者に対して実証実験の継続に必要な運行経費の一部を支援するものです。

2 支援金額

支援対象期間（令和2年3月1日から令和3年2月28日まで）の環状通り循環線の実証実験に係る運行経費見込額（総走行距離×キロ当たり経常費用）の2分の1以内で予算の範囲内の額

3 支援対象者

以下の3つの要件を全て満たす法人

- (1) 令和元年10月から環状通り循環線の実証実験運行を継続している者
- (2) 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第4条の許可を受け、事業を営む、旭川市内に本店及び法第5条第1項第3号の事業計画に定める営業所を置く一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 令和3年2月28日まで環状通り循環線の実証実験を継続する意思がある者

4 申請手続き

(1) 申請に必要な書類

(※申請書、申請額算出根拠は市HPからダウンロードできます。)

ア 環状通り循環線実証実験運行支援金交付申請書（様式第1号）※

イ 申請額算出根拠（様式第2号）※

ウ 総走行距離を確認できる書類の写し

(ア) 運行日数及び1日あたりの運行回数が確認できるもの（チラシや周知文等）

(イ) 路線総延長が確認できるもの（三角表等）

エ 実車走行キロ当たり経常費用の見込額を証明する書類の写し

地域間幹線系統確保維持費国庫補助金交付申請時に提出している別添表の写し

オ 事業の許可が確認できる資料

(2) 申請受付期間 令和2年11月10日から令和3年1月29日【必着】

(3) 申請方法 感染症拡大防止のため、郵送とします。

未着を防ぐため、配達履歴が確認できる方法（簡易書留等）をおすすめします。

<宛先> 〒070-8525 旭川市6条通10丁目 第三庁舎3階

旭川市 地域振興部 都市計画課 支援金担当 宛

※送料は申請者側でのご負担をお願いします。

※裏面に差出人の住所及び氏名を記載してください。